

政務活動の主な内容，成果等

1. 政務活動実施報告

令和 7 年度の政務活動においては、いまだ続く海外紛争による価格高騰やエネルギー問題、また、医療施設、介護施設、交通関係、食品関係など、様々な分野で人材不足等による社会問題等が著しく、それらの課題をどのように解決できるか、その糸口を模索する年であった。さらには、物価は上昇している一方で賃上げが追い付かないといった実質賃金の低迷・マイナス状態が続いている。

当会派では労働界や企業など生活に苦しむ県民に耳を傾け、意見交換会を行いながら調査・研究を行い、それらを取りまとめ議会や委員会を通じて提案等を行った。

・意見交換会について

1) 目的

県内の各種団体等との意見交換を行い、県政等に関わる諸問題について意見集約をするとともに、今後の施策提言に繋いでいく。

（日立市歯科医師会、エネルギー関係団体など）

2) 活動時期

年間を通じて実施（令和 7 年 5 月に実施）

3) 活動内容

県内における各種団体と意見交換を行い、県政に関わる諸課題について要請を受けるとともに意見交換会を行った。

4) 成果

県民や労働団体、企業等と意見交換を行ったことにより、県政の課題解決に向けて議会代表質問や、一般質問及び各常任委員会等に取り上げ、施策の前進を図った。

また、県知事に対し会派としての県政要望にまとめ次年度の施策の実現、予算反映のための要請活動を行った。

ホルムズショック実態調査を行い、医療関係資材の安定供給確保等については、材料費の高騰や材料不足等により薬品が製造・販売することができない観点から、それらの意見を取りまとめ提言を図った。

【参考】

【教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書】

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな子どもの学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職

員定数改善が不可欠である。

令和3年3月の義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準は、令和7年度までに35人に引き下げられた。また、中学校においては令和8年度から引き下げる方針となっている。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かな教育を進めるためには、更なる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現も不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている地方自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国における定数改善にむけた財源の確保、国庫負担制度の堅持、更には国庫負担率2分の1への復元が不可欠である。

今国会では、学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善をはかるとして、給特法等の一部改正法案が国会に提出されています。法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備がはかれるものの、「業務の3分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

意見交換及び県政に対する要望は下記の通り。（一部抜粋と継続項目含）

○県民に信頼される地方自治、そのための行財政改革と情報公開の推進

- ・市町村との二重行政の解消を図るため、地方分権の推進と徹底した行財政改革を推進すること。
- ・地方分権の推進は重要課題であり、職員意識改革、政策立案能力の向上等に努めるとともに、市町村の人材育成施策等の支援について積極的に取組むこと。

○自助・共助・公助、そして「新しい公共」が生き生きと活躍する地域

- ・日立市が進めている次世代未来都市共創プロジェクトは、「グリーン産業都市」「デジタル健康・医療・介護」「スマート公共交通」をめざしており、全県的な課題解決に向けた取組みとして期待されることから、県においても積極的に支援に努めること。

○雇用の安定と労働環境の整備

- ・地域産業を支える中小企業・小規模事業者への総合的な支援体制を構築すること。
- ・建設業などあらゆる業種で深刻な労働者不足が課題となっていることに対し、各種団体と連携強化を図りながら人材確保に向けた積極的な支援に取組むこと。

○地域医療・介護体制の充実と安全・安心な地域づくり

- ・地域医療構想を踏まえた具体的計画の策定・実行による、安心できる医療・介護体制の実現に取り組むこと。
- ・介護関係施設の整備促進と介護サービスの充実、職員等の待遇改善を図ること。
- ・看護師の確保及び看護師養成所の教育の向上のため、財政措置を含めた必要な支援策を検討すること。

○次世代を担う人材への支援

- ・全ての子どもたちに行き届いた教育を進めるため、少人数学級とティーム・ティーチングによる本県独自の少人数教育を引き続き実施していくこと。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門的人材を積極的に活用することにより、教育現場での相談体制を強化し効果的な活用を進めること。
- ・教職員のＩＣＴ活用指導力向上のため、研修や各学校での校内研修を充実させるとともに、ＩＣＴ支援員等の全校配置に努めること。

○持続可能なエネルギー社会

- ・省エネルギー社会の拡大と再生可能エネルギーの利用拡大を図り、持続可能なエネルギー社会の実現に向け積極的に取り組むこと。
- ・産業の基盤となる電力・エネルギーの安定供給を図るとともに、地域振興に結びつく脱炭素社会に向けたエネルギー政策を推進すること。
- ・再生可能エネルギーの地産地消による一般家庭の脱炭素化及び災害レジリエンスの強化に向け、蓄電システムの普及促進や、設備導入による費用の負担軽減に繋がる施策の拡充に取り組むこと。

○広域的交通ネットワークとインフラの整備による災害に強い県土づくり

- ・圏央道・東関道等の高規格道路の整備促進と鹿島港・茨城港の港湾整備による北関東３県の物流連携促進体制の構築を図ること。
- ・地域の実情に合わせた最適な移動手段を提供し、交通弱者対策を推進するとともに、路線バス事業者に対して運転手確保に向けた財政的支援を講じるなど、公共交通機関の維持に向けた支援を強化すること。
- ・地震・豪雨災害を踏まえた防災体制の確立と治山治水対策の推進を図ること。
- ・マイ・タイムライン普及促進を含めた地域防災意識の高揚と、防災活動への支援充実に取り組むこと。

○茨城の資源を活かした産業の活性化と雇用の確保

- ・「茨城県産業技術イノベーションセンター」等の出先機関の機能が十分発揮されるよう、産学官連携による積極的な事業推進を図るとともに、中小企業やベンチャー企業などの人材育成に対する支援策を講ずること。
- ・大学や高専との連携強化やインターンシップの拡充を図るなど、起業や雇用拡大につながる取組みを推進すること。
- ・新規就農や農業の６次産業化及び、農業者戸別所得補償制度等で営農を支え、農業者所得の安定と若年層の雇用の拡大を図ること。
- ・電気代などの燃料費や原材料費の高騰により県内企業が疲弊している現状を鑑み、国に対し積極的な対応策を求めるとともに企業等への支援策を講ずること。

○観光の活性化と魅力度のアップ

- ・各種交通インフラを活用した魅力ある観光づくりと積極的な情報発信に取り組むこと。
- ・茨城の海の自然・景観を活かした観光施策の構築や、ウォーキング・サイクリングロードを併設した魅力ある海辺の景観づくりを行うなど、交流人口の拡大と地域の活性化を図ること。
- ・県内の山の自然や景観を活かした観光施策の構築のほか、里山の文化を活用した「常陸国ロングトレイル」の整備を引き続き進めるとともに、県北各市町が進めている施策との連携を図り、地域経済の発展につながるような活性化策を講ずること。

○新産業廃棄物最終処分場の整備

- ・新設道路については、近隣に学校や住宅地があることから安全対策を講じるとともに、自然環境を損なわない環境に配慮した整備に取り組むこと。
- ・新産業廃棄物処分場の整備が地元日立市の地域の活性化につなげるためにも、地域振興策等の支援を積極的に行うこと。

3

2・広報活動について

1) 目的

茨城県議会の活動及び取り組み等について各地域の住民への広報活動を行い、広く意見・要望等をいただきながら、今後の県政への提言につなげる。

2) 活動時期

議会終了毎に年 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）

3) 活動内容

議会毎の議案内容及び実施施策の内容等について取りまとめ、各地域の団体及び住民へ配布するとともに、意見交換などを行った。

4) 成果等

広く住民へ議会の活動内容について理解していただくとともに、住民の抱えている課題、特に自然災害による防災対策、物価の高騰等について意見交換を行ない、課題解決に向けて各常任委員会及び議会の代表・一般質問等に取り上げ、施策の前進を図った。

- ※ 年度終了後 30 日以内に提出してください。
- ※ この報告書は、議会ホームページに掲載します。